

岡山市文化芸術推進計画



2022年9月

岡山市

はじめに

岡山市は、豊かな水資源と温暖な気候に恵まれ、古くから吉備文化の中心地として栄えてきました。今日でも、中四国のクロスポイントとして重要な交流拠点に位置しており、安全・安心で快適な生活環境と質の高い都市機能を備えた都市として発展を遂げています。

この間、地域の人々が連綿と紡いできた生活そのものが文化であり、そこに暮らす人々の心や地域をより豊かにしてきたものが文化であり芸術です。人々は、交流することにより、多様な文化に出会い、新たな価値観を抱いたり、価値観を変化させたりしながら、成長してきました。地域に根差した文化芸術は、人々の地域への愛着や誇りをさらに深め、地域の魅力、賑わい、活力を創出し、新たな文化芸術の創造に繋がるとともに、広がりをもって発展していきます。

現在、長年に渡り岡山市の文化芸術の拠点施設としての役割を務めてきた「岡山市民会館」と「市民文化ホール」に代わる新しい文化芸術施設として「岡山芸術創造劇場ハレノワ」を整備しています。この転換期を契機に、令和3年度には「岡山市文化芸術基本条例」を制定するなど、岡山市の文化芸術が一層発展していくための環境づくりを進めており、その施策を総合的かつ計画的に推進するため、ここに岡山市文化芸術推進計画を策定します。

今後もこの計画を基に文化芸術の活性化を図り、市民が素晴らしい作品と出会う感動体験や創造的な活動などを気軽に重ねられる環境を整え、一人ひとりの人生をより豊かにしていくことにより、誇りと一体感の持てるまちづくりを進めてまいります。

これまで岡山市の文化芸術の振興にご尽力いただいている市民の皆様や文化芸術団体、計画策定にご協力いただいた関係者の方々に心から感謝を申し上げますとともに、引き続き一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

令和4年9月



岡山市長 大森 雅夫

目次

第1章 計画策定の趣旨

1	策定の目的	1
2	策定の背景	2
	(1) 社会情勢	2
	(2) 国の動向	3
3	計画の位置付け	4
4	計画期間	5
5	計画の対象となる文化芸術の範囲	5
6	計画と持続可能な開発目標(SDGs)の関係性	6

第2章 現状と課題

1	岡山市の現状と課題	7
	(1) 多彩な人材と文化芸術団体	7
	(2) 恵まれた歴史・文化資源	8
	(3) 文化芸術に関する事業	8
	(4) 各種文化施設の現状と岡山芸術創造劇場の整備	10
	(5) 公益財団法人岡山文化芸術創造	10
2	岡山市文化芸術振興ビジョンの振り返り	11
	(1) テーマ1【したしむ】	12
	(2) テーマ2【はぐくむ】	13
	(3) テーマ3【ささえる】	15
	(4) テーマ4【つなぐ】	17
	(5) テーマ5【つくる】	19
3	市民意識調査からみた現状と課題	20
	(1) 文化芸術施設	21
	(2) 文化芸術イベント等	21
	(3) 文化芸術鑑賞及び活動	21
	(4) 文化芸術に対する市民の興味	21
	(5) 文化芸術と連携を深めるべき分野	22
4	取り組むべき課題	22

第3章 推進計画の体系

1	将来像	23
2	岡山市文化芸術基本条例	23
3	基本理念に沿った施策の展開	24
4	基本方針のテーマ	24
	(1) 魅せる【鑑賞事業】	25
	(2) 親しむ【普及事業】	26
	(3) 集う【交流事業】	27
	(4) 支える【支援事業】	28
	(5) 創る【創造事業】	29
	(6) 育む【育成事業】	30
	(7) 繋ぐ【継承事業】	31
5	効果指標	32

第4章 推進体制

1	市民	33
2	文化芸術団体	33
3	事業者	33
4	教育機関	34
5	公益財団法人岡山文化芸術創造	34
6	行政機関	35
7	岡山市文化芸術推進会議	35

【参考資料】

1	岡山市文化芸術基本条例	37
2	文化芸術基本法	41
3	岡山市文化芸術推進会議委員名簿	48

第1章 計画策定の趣旨

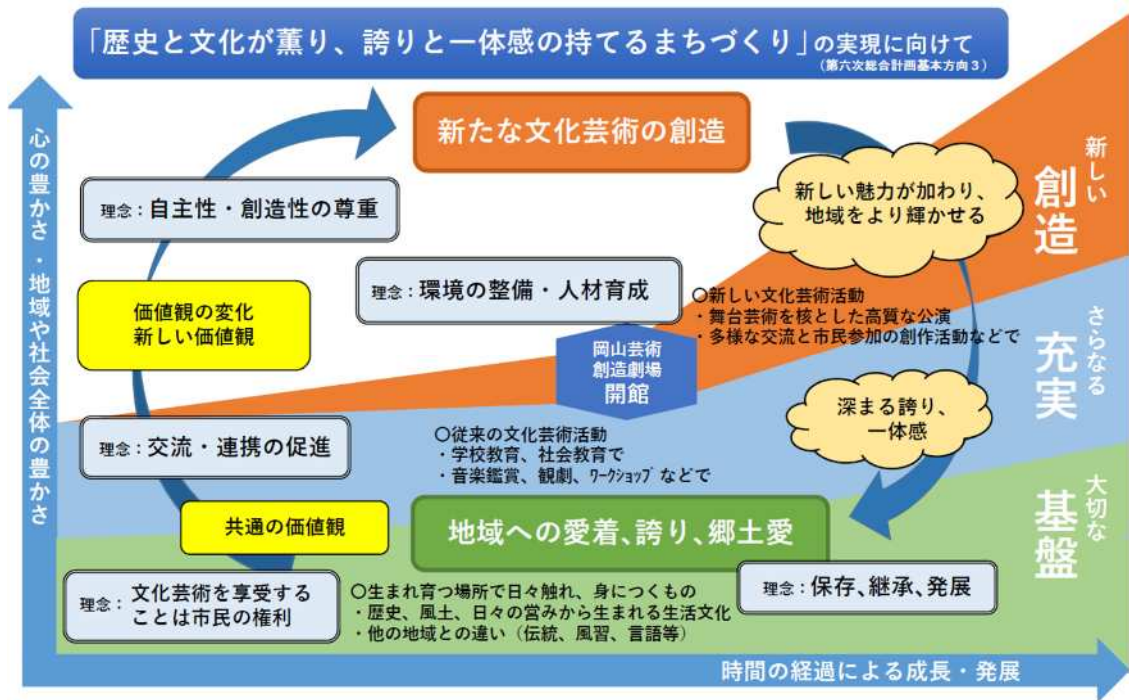
1 策定の目的

岡山市は、平成24（2012）年3月に、「岡山に暮らす人々が地域への愛着を持ちながら、生き生きと暮らせる豊かな文化都市」をめざして「岡山市文化芸術振興ビジョン」（以下「振興ビジョン」という。）（対象期間：平成24年度～平成28年度）を策定し、「したしむ」「はぐぐむ」「ささえる」「つなぐ」の4つのテーマを柱に、市民、芸術文化団体、NPO法人、民間団体、行政機関、教育機関、文化施設、外郭団体などと連携しながら文化振興を図ってきました。また、平成29（2017）年3月には、目的や基本的な考え方は維持しながら、新たに「つくる」をテーマに加えるなど、本市の現状や課題、国の動向を踏まえて、振興ビジョンの改訂（対象期間：平成29年度～令和3年度）を行いました。

この間、平成27（2015）年度には、振興ビジョンの上位計画に当たる岡山市第六次総合計画（期間：平成28年度～令和7年度）を策定し、「未来へ躍動する 桃太郎のまち岡山」を基本目標に、「中四国をリードし、活力と創造性あふれる『経済・交流都市』」を将来都市像の一つに、「歴史と文化が薫り、誇りと一体感の持てるまちづくり」を基本方向の一つに、それぞれ掲げています。

本市では、これらの方向性を踏まえて、令和4（2022）年3月、市の文化芸術の振興に関する基本理念等を定める「岡山市文化芸術基本条例」（以下「基本条例」という。）を制定しました。基本条例では、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進により、文化芸術の持続的な発展を図ること、また、生きがいと安らぎのある心豊かな市民生活の実現を図ること、活力と創造性にあふれ魅力ある地域社会の実現を図ることなどをうたっています。

少子高齢化、人口減少、東京一極集中及び市街地のスポンジ化など従来からの構造的な問題に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな課題も生まれる中で、地域の特色を反映した文化芸術振興施策が重要な都市戦略として機能し、「歴史と文化が薫り、誇りと一体感の持てるまち」を市民が体感できることを目指して、新たに「岡山市文化芸術推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定します。



2 策定の背景

(1) 社会情勢

① 少子高齢化と人口減少

少子高齢化と人口減少は、地域社会に大きな影響を与え、地方自治体の存立にも関わる課題とされています。岡山市においても少子高齢化が進んでおり、自然減が社会増を上回り、人口減少局面を迎えています。岡山市の総人口は、令和27（2045）年には69万人となり、平成27（2015）年の71万9千人より約2万9千人減少する見通しです。

その間、生産年齢人口比率（15歳～64歳人口の比率）と年少人口比率（0歳～14歳人口の比率）は低下し続ける一方、高齢者人口比率（65歳以上人口の比率）は上昇を続け、令和27（2045）年には、平成27（2015）年の24.7%から8ポイント上昇し、32.7%となる見通しであり、文化芸術の担い手不足、地域に伝わる伝統文化等を継承してきた地域コミュニティの衰退が懸念されます。

② 東京一極集中化と市街地のスポンジ化

岡山市では、若年層をはじめとする生産年齢人口の東京圏への転出超過が拡大してきたことから、地域社会の担い手の減少だけでなく、地域経済が縮小するなど様々な社会的・経済的な課題が生じる可能性があります。

また岡山市の市街地は、郊外へ拡大を続けていますが、人口減少局面に入中、このまま市街地の拡大が進行すると、市街地の人口密度の低下を招き、まちなかの賑わいへの影響が懸念されます。

③ 情報通信技術（ICT）等の一層の進展

情報通信技術（ICT）の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流、情報の受発信を容易にし、生活に大きな利便性をもたらすとともに、文化芸術情報へのアクセスや新たな表現活動の飛躍的な拡大など、文化芸術活動の多様化に貢献しています。

④ 頻発する自然災害や感染症の拡大

東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨など全国で頻発する自然災害における避難生活や復興の過程で、様々な文化芸術活動が被災地で催され、被災者の心の癒しや、地域コミュニティの再生に大きな役割を果たした事例が報告され、災害支援における文化芸術の重要性が改めて認識されました。

一方で岡山市の行った文化芸術市民意識調査でも、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、文化芸術活動や鑑賞を控えた人の割合が非常に高くなるなど、新たな課題も浮き彫りになっているところです。

（2）国の動向

① 新たな「文化芸術基本法」の制定と、「文化芸術推進基本計画（第1期）」の閣議決定

文化芸術全般にわたる法律として平成13（2001）年12月に「文化芸術振興基本法」が施行されました。この法律は平成29（2017）年に改正され「文化芸術基本法」となり、これまでの文化芸術政策をさらに充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野の施策と有機的な連携を図ること、また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展、創造に活用させることが謳われました。

また、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「文化芸術推進基本計画（第1期）」が平成30（2018）年3月に閣議決定されました。計画では、文化芸術の本質的な価値（豊かな人間性を涵養、創造力・感性の育成、文化伝統を尊重する心）に加え、社会的・経済的価値（他者と共感し合う心による人間相互の理解促進、質の高い経済活動の実現、人間尊重の価値観、文化の多様性の維持）を文化芸術の継承や創造に活用し、好循環させることで、文化芸術立国

の実現を目指すとし、文化芸術を通じた社会包摂による心豊かで多様性のある社会等、今後の文化芸術政策が目指すべき姿を定めています。

② 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）の施行

文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的として、令和2（2020）年5月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行されました。文化施設が、これまで連携が進んでこなかった地域の観光関係事業者等と連携することによって、来訪者が学びを深められるよう、歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した文化資源の魅力の解説・紹介を行うなど、来訪者を意識した積極的な情報発信や、交通アクセスの向上、多言語・Wi-Fi・キャッシュレス等の環境整備を推進するための拠点計画及び地域計画の認定や、それに基づく事業に対する特別の措置等について定めています。

③ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

文化芸術は、創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、平成30（2018）年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

④ 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行

劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに地方自治体の役割、基本的施策等を定め、心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与するため、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が平成24（2012）年6月に施行されました。

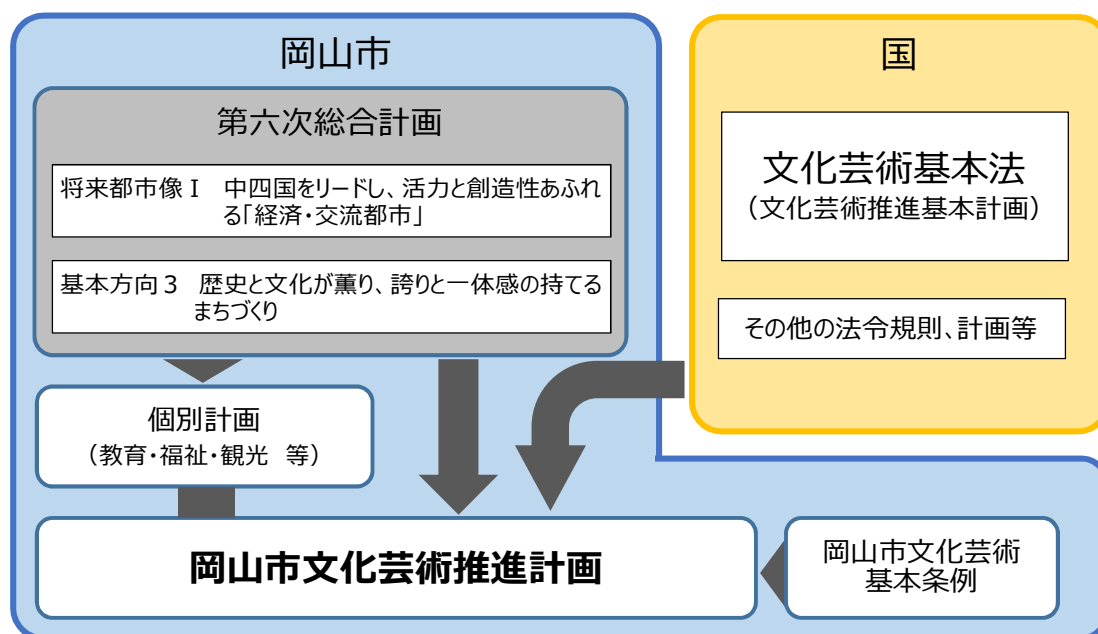
3 計画の位置付け

推進計画は、令和4（2022）年4月制定の基本条例第6条に規定された計画であり、この条例の趣旨に沿った施策等を総合的かつ計画的に実施するための計画となります。また、平成28（2016）年に策定された、岡山市第六次総合計画において目指す将来

都市像Ⅰ「中四国をリードし、活力と創造性あふれる『経済・交流都市』」のなかの都市づくりの基本方向3「歴史と文化が薫り、誇りと一体感の持てるまちづくり」に基づく文化芸術振興に関する行政の個別計画として位置づけます。

あわせて、文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画として位置づけます。

施策の推進に当たっては、岡山市障害者プラン、岡山市教育振興基本計画、岡山市観光振興アクションプラン等の関連計画と連携しながら施策を展開します。



4 計画期間

本計画の計画期間は、岡山市第六次総合計画・後期中期計画（令和3～7年度）の計画期間と連動させて、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年とします。

5 計画の対象となる文化芸術の範囲

推進計画の対象は、文化芸術基本法における芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、文化財、生活文化、国民娯楽、及び出版物等を主な範囲とします。

6 計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係性

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、経済や社会、環境等の広範な課題に対して、先進国を含むすべての国々が令和12（2030）年までに取り組む目標を定めたもので、17のゴール（国際目標）から構成されています。

本計画は、SDGsの主要原則として謳われている「包摂性」「参画型」「統合性」等を踏まえ、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術と関わる機会を創出することや、市民、文化団体、福祉関係者、企業、教育機関等多様な主体と連携することによる相乗効果等を念頭において策定しています。

推進計画を推進し、岡山市における文化芸術の持続的な発展を図り、もって生きがいと安らぎのある心豊かな市民生活及び活力や創造性にあふれ魅力ある地域社会の実現を図ることは、SDGsのゴールである「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」及び「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」等の達成につながります。



【特に関連の深いゴール（国際目標）】



第2章 現状と課題

1 岡山市の現状と課題

(1) 多彩な人材と文化芸術団体

① 文化芸術の担い手

ア <芸術家の数>

平成 27 年度国勢調査によると、本市の全就業者に占める芸術家（著述家、彫刻家、画家、工芸美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者、音楽家、舞踊家、俳優、演出家、演芸家の合計）の割合は 0.61% で、全国の 0.67% と比較して低い状況ですが、前回の「岡山市文化芸術振興ビジョン・改訂版」[平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度] の時点から 0.08% 増加しており、担い手の底上げが図られています。

また、他の政令指定都市と比較した場合、平均は 0.85% で、岡山市は 15 番目となっていますが、人口が 100 万人未満の都市で比較した場合、平均は 0.56% で、岡山市は 4 番目となります。地方都市の中では比較的文化芸術の担い手が多い状況と言えます。

ただし、これらは職業としている人の数値であり、実際はもっと多くの方々が担い手として携わり、岡山市の文化芸術を支えています。

イ <芸術文化団体の状況>

本市には、芸術文化団体登録制度があり、音楽、舞踊、演劇、美術、伝統芸能、文芸、茶道、華道など、多岐にわたるジャンルから 209 団体が登録しています（令和 4 年 3 月末現在）。

ジャンルとしては音楽関係の芸術文化団体が最も多く、舞踊、演劇に関する団体とあわせると、全体の約 8 割を占めています。なお、登録団体数はここ数年横ばい状態です。

ウ <公民館等での活動>

岡山市は、すべての中学校区に公民館を設置しています。公民館では、音楽、舞踊、美術工芸など文化・芸術に関する様々な主催講座やクラブ講座が開講されており、日ごろの活動の成果の発表の場として文化祭なども催されています。

公民館には、個人の作品を展示するなど用途に合わせて使える様々な部屋があり、また美術工芸室には陶芸用のろくろや電気釜（一部の館）も設置されており、地域に根差した市民の自主的な文化芸術活動の拠点となっています。活発な公民館活動は岡山市の特長の一つです。

(2) 恵まれた歴史・文化資源

① 歴史・文化ゾーン

岡山市には、岡山駅からほど近いエリアに岡山城・岡山後楽園という、まちの歴史・伝統・文化を伝えるシンボルが存在し、その周辺には、美術館、博物館、岡山市民会館をはじめとする各種ホールなどの市・県・民間の文化施設が集中し、旭川の風景と風情あるまち並みとともに「歴史・文化ゾーン」を形成しています。

岡山市第六次総合計画の中でも、こうした歴史・文化等の固有の地域資源を活かした観光・交流の促進や都市ブランドの向上等により、国内外から多くの人が集い、交流するまちづくりを進めることとしており、各文化施設における多彩な催し物やイベントのほか、平成 28 (2016) 年より 3 年に 1 回、このエリアを会場に現代アートの国際展「岡山芸術交流」が開催されています。今後も近隣の文化施設や商店街・飲食店などが連携を強め、市民や観光客にエリアの魅力を伝え、にぎわいを創出することが求められています。

② 歴史文化資源・地域資源

岡山市内の国指定史跡は、岡山城跡、高松城跡（秀吉の水攻め築提跡を含む）、造山古墳、大廻小廻山城跡をはじめ 18 か所あります。また、吉備津神社、吉備津彦神社、足守陣屋町、干拓新田などの歴史文化遺産、平成 28 年 3 月に国の重要無形民俗文化財に指定された西大寺の会陽（はだか祭り）をはじめとする伝統行事や郷土芸能、烏城彫り、烏城紬、撫川うちわなどの伝統工芸に加え、それぞれの地域に根差した生活文化や食文化などがあり、地域の人々により大切に守られ、世代を越えて継承されています。

こうした各地域の貴重な歴史文化資源は、認知度を高め、地域を越えて市民で共有することにより、さらに魅力を増します。そのためには、専門家による調査、研究、保存、継承とともに、幅広い市民が本市の宝として価値を知り、地域の歴史に思いをはせることができるよう、親しみやすく紹介することが求められています。

(3) 文化芸術に関する事業

① おかやま国際音楽祭、岡山市芸術祭

「おかやま国際音楽祭」は、岡山シンフォニーホールでのクラシックコンサートのほか、地域資源を活用したコンサートや街中での野外コンサート、市民参加の街角ステージなどで、市民が気軽に音楽に親しむ機会を提供しています。

また「岡山市芸術祭」は、芸術文化団体やグループの参加による総合的な文化祭で、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、美術、文芸、華道など、多彩なジャンルの

事業が展開され、市民が日頃の研鑽の成果を発表し、また気軽に芸術に触れることができる機会として長年市民に親しまれています。

これら 2 事業については、「毎年秋の同じ時期に開催しており、双方に似通った事業もあり違いが分かりづらい」「それぞれの事業に実行委員会を組織しており、企画体制が異なる」「各事業が別々に広報・情報発信しており、発信力・浸透力が不足している」といった課題があり、今後両事業の統合等による抜本的な見直しを予定しています。

② 岡山市文学賞等の文学事業

岡山市文学賞は、市民の文化芸術の振興と、文学創作活動の奨励のため、昭和 59（1984）年に制定されました。刊行された文学作品を対象とした「坪田譲治文学賞」と市民からの募集による「市民の童話賞」の 2 事業で構成されており、これらに「市民の文芸」を加えた 3 事業が岡山市の主な文学事業です。

「坪田譲治文学賞」は、岡山市出身で、わが国の児童文学に新しい分野を拓いた、岡山市名誉市民の故坪田譲治氏の優れた業績を称えると共に、市民の創作活動を奨励し、市民文化の向上に資することを目的として制定されました。

「市民の童話賞」は、市民から応募のあった創作童話作品の中から、一般と小中学生で優秀作品を選考するもので、毎年数百点にも及ぶ作品の応募があります。

「市民の文芸」も市民から文芸作品を募集し、部門（詩、短歌、俳句、川柳、随筆）ごとに優秀作品を表彰するもので、いずれも市民の文芸活動に対する高い創造性を培う場をつくることを目的としています。

こういった長年にわたる文学事業で培われてきた知見や人的資源、ネットワーク等をさらに発展させ国内外に発信することにより、他分野との連携や国内外の都市間の相互交流を図り、もって持続可能なまちづくりを実現するため、ユネスコ創造都市ネットワークへ文学分野での加盟を目指します。

③ 現代美術の国際展「岡山芸術交流」

岡山市では、民間事業者や県と共同で、平成 28（2016）年より 3 年に 1 回、現代美術の国際展「岡山芸術交流」を開催しています。当該事業は国内外の優れた現代アーティストを多数招へいし、岡山城・岡山後楽園周辺エリアの様々な歴史文化施設や廃校などを会場に開催しており、市内外から多くの来場者が訪れています。

また地元を巻き込んだ事業や学校と連携した子ども達への鑑賞支援などのパブリック・プログラムにも取り組み、地元への浸透や現代アートに対する理解の醸成、将来の岡山市の文化芸術を担う人材の育成を図っています。

(4) 各種文化施設の現状と岡山芸術創造劇場の整備

岡山市内には文化施設として、市内中心部に岡山市民会館（開館：昭和 38（1963）年）、市民文化ホール（開館：昭和 51（1976）年）、岡山シンフォニーホール（開館：平成 3（1991）年）といったホールや、オリエント美術館（開館：昭和 54（1979）年）、岡山シティミュージアム（開館：平成 17（2005）年）などの市有施設のほか、岡山県天神山文化プラザ、岡山県立美術館、岡山県立博物館、おかやま旧日銀ホール（ルネスホール）などの県有施設、林原美術館、夢二郷土美術館、吉備路文学館などの私有施設があり、多くの文化施設が集積しています。

また周辺部においても、前述の公民館のほか、コミュニティハウス、ふれあいセンター、福祉交流プラザなど各地域の拠点施設や、比較的大きなホールを有する灘崎文化センターや建部町文化センターなどがあり、様々な講座や市民の文化活動の発表が行われています。

これに関して、耐震性が不足し老朽化の著しい岡山市民会館と市民文化ホールについては、統合・建て替えし、令和 5（2023）年に岡山芸術創造劇場ハレノワとして新たに生まれ変わる予定であり、岡山市の新たな文化芸術の発信拠点としての役割が期待されます。

一方で、岡山シティミュージアムについては、来場者数が低迷傾向であり、魅力ある展覧会や催物の開催とあわせて、市民の芸術作品の発表の場や、岡山市ゆかりの芸術作品の収蔵機能も求められているところです。

(5) 公益財団法人岡山文化芸術創造

公益財団法人岡山文化芸術創造は、令和 2（2020）年に岡山シンフォニーホールと岡山市スポーツ・文化振興財団の 2 つの公益財団法人が統合して設立された団体で、それぞれの団体の特性や優位性を活かし、文化芸術の振興に関する多様な文化事業の展開、文化芸術を担う次世代の育成や文化による地域社会の活性化などを図ることで、市民県民の心豊かな生活の向上及び文化芸術の創造に寄与することを目的として、公の施設（岡山シンフォニーホール、岡山芸術創造劇場ハレノワ）の指定管理のほか、岡山フィルハーモニック管弦楽団や岡山市ジュニアオーケストラの運営、おかやま国際音楽祭や岡山市芸術祭等の文化事業の運営などを行っています。

今後、岡山市の文化芸術の振興を目的とした専門組織として、豊富な実績と専門知識を有する人材、培われてきたノウハウやネットワークを活かし、岡山市の文化施策の目標を実現するパートナーとして、アーティストなどの人材育成、岡山シンフォニーホールと岡山芸術創造劇場ハレノワという 2 つの文化芸術の発信拠点の緊密な連携による、魅力ある文化事業の展開などに総合的に取り組む役割が期待されます。

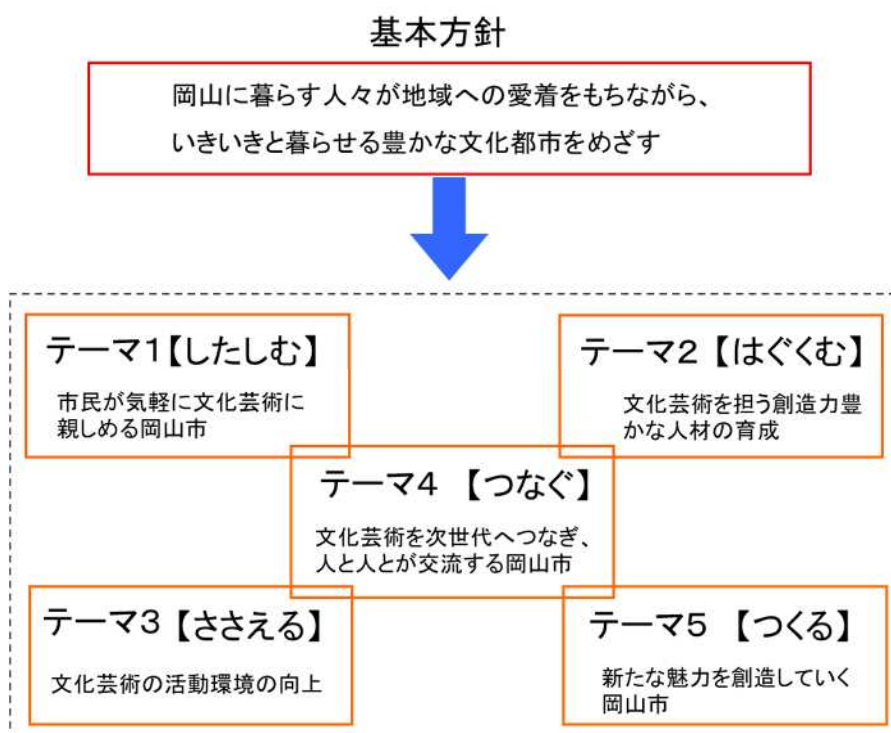
また、市民の文化活動を支え、地域の文化芸術振興の伴走者としての役割を果たしつつ、豊富な実績やネットワーク等を活用して、岡山市との密接な連携のもと、基本条例に謳われた基本理念の実現に向けたコーディネーターとしての役割に加えて、自ら事業を創造・開拓し、実践していく大きな役割が期待されます。

2 岡山市文化芸術振興ビジョンの振り返り

岡山市では、平成29年3月に振興ビジョン改訂版を策定し、対象期間である平成29年度～令和3年度では、【したしむ】、【はぐくむ】、【ささえる】、【つなぐ】、【つくる】の5つのテーマを設定し、市民、芸術文化団体、NPO法人、民間団体、行政機関、教育機関、文化施設、外郭団体が一体となり、「岡山に暮らす人々が地域への愛着をもちながら、いきいきと暮らせる豊かな文化都市」の実現に向けて取り組みました。

これらの取り組みについて、振興ビジョンに掲載された「施策と主な事業」を各テーマに沿って振り返り、振興ビジョンで設定された効果指標の目標値の達成度と合わせて検証することで、岡山市の文化芸術施策の強み・弱みを明らかにし、今後目指すべき方向性や期待される効果と、実施すべき取り組みの検討につなげ、もって推進計画の実効性の向上を目指します。

岡山市文化芸術振興ビジョン改訂版の基本方針とテーマ



(1) テーマ1【したしむ】 **市民が気軽に文化芸術に親しめる岡山市**

【期待される効果】

- ・市民が心のよりどころを得る、自己実現につながる
- ・感性が豊かになり、コミュニケーション力が養われる

【方向性】

既存の文化資源、多彩な人材を活かし、連携や役割分担により、市民一人ひとりが、日常生活の中で文化を感じ、ゆとりや潤いをもてるように、鑑賞や参加などの機会を充実し、気軽に文化芸術を楽しめる環境をつくる。

≪施策の方針と主な取り組み≫

① 市民の鑑賞機会の確保・促進

【事業方針】 イベント実施等による鑑賞機会の確保 等

- あらゆる市民が文化芸術を気軽に鑑賞でき、日常生活の中に文化を感じることができる環境づくりを目指して、おかやま国際音楽祭、岡山市芸術祭や岡山芸術交流等を開催し、街角でのコンサート、文化施設での魅力的な展示や公演、地域にある身近な場所でのイベントなど、バラエティに富んだ鑑賞事業を展開しました。
- おかやま国際音楽祭の賑わい創出事業では、市内中心部以外で開催されるイベントへの助成を拡充することで、市内全域で気軽に文化芸術を楽しめる環境づくりに努めました。

② 市民参加の促進

【事業方針】 文化芸術イベントへの市民の参加（出演・出品等）の機会の提供 等

- 日頃の文化芸術活動の発表の場となるよう、おかやま国際音楽祭や西川パフォーマー事業、岡山市芸術祭などで、市民が出演するイベントの開催、市民が制作した美術品、執筆した文芸作品などの募集を行いました。
- 創作活動を行う市民やアーティストの制作物発表を幅広く支援するため、JR岡山駅エキチカひろばの展示ケースを活用した公募型展示事業を実施しました。
- 市民一人ひとりが主体となり、文化芸術を活用した自由な自己表現ができるよう、JR岡山駅エキチカひろばにストリートピアノを設置しました。

≪効果指標の達成度≫

テーマ1【したしむ】 効果指標	H27 実績	H29 実績	R1 実績	R3 [目標]	R3 【結果】
過去一年間に文化芸術イベントの鑑賞・参加をした市民の割合（市民意識調査）	45.2%	62.4%	57.3%	60.0%	41.7%

《テーマ1のまとめ》

- ・ 効果指標の達成度については、平成29年度は62.4%を記録して目標値を上回ったが、令和元年の数值は57.3%と減少に転じ、令和3年はさらに大きな落ち込みとなりました。令和元年度の2月以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、イベントの中止、規模の縮小、内容変更などを余儀なくされた影響と考えられます。
- ・ コロナ禍であっても、創意工夫により、おかやま国際音楽祭や岡山市芸術祭を安全に開催できたことは、市民や文化芸術を支える方々に心の潤いや癒し、明日への活力を届け、市中の文化芸術の継続に大きく貢献できたと考えています。

(2) テーマ2【はぐくむ】文化芸術を担う想像力豊かな人材の育成

【期待される効果】

- ・ 文化芸術に関わる人材が増えることで、様々なジャンルの文化活動が行われることになり、多様性と発想の豊かさを持った市民が増える

【方向性】

「企画・制作する人」や「表現する人」、「参加する人」、「支援する人」など、文化芸術のあらゆる担い手を育成する。子ども・青少年の育成に重点的に取り組む。

《施策の方針と主な取り組み》

① 担い手の育成

【事業方針】 市民が企画・運営する事業の支援による企画やマネジメント等ができる人材の育成 等

- 企画やマネジメントができる人、イベントに伴う事務や受付、会場案内などで活躍できる人材を増やすことを目的として、おかやま国際音楽祭、岡山市芸術祭や西川パフォーマー事業などで事業を公募し、市民グループや文化団体等が企画運営する事業への助成や広報支援を行いました。
- より多くの事業を支援できるよう、おかやま国際音楽祭の賑わい創出事業（公募型助成事業）の予算総額を拡大しました。（H28：400万円⇒R3：1600万円）
- 岡山芸術交流2019では、会場運営をサポートするスタッフ募集に際して、高等学校や専門学校、大学、地元企業に対して積極的に働きかけ、多くのボランティアが集まりました。ボランティア活動に先立って、岡山の歴史・観光研修や対話型鑑賞体験などを実施し、研修の充実を図りました。

○岡山市文化奨励賞により学術・芸術分野で活躍する市民を表彰し、今後一層の研鑽を奨励したほか、岡山市表彰条例に定める表彰により文化芸術の分野等での功労や業績を称えるなど、芸術家等の顕彰に努めました。

② 子ども・青少年の支援

【事業方針】 子どもが実物・実演に触れる機会の充実、文化芸術による情操豊かな青少年の育成 等

- 子どもたちが実物・実演に触れる機会を充実させるため、オリエント美術館や岡山シティミュージアムでの学校団体鑑賞の受入や鑑賞支援の実施、岡山シンフォニーホールでの子ども向け文化芸術普及事業などを行いました。
- 文化芸術により情操豊かな青少年の育成とともに新たな担い手の育成を目的に、岡山市ジュニアオーケストラやジュニア合唱教室、ダンス・インキューベーション・フィールド岡山などの事業を継続しました。
- 次代を担う子どもたちが気軽に日本の伝統文化を体験したり、芸術を楽しむ機会を提供するため、教育施設にアーティストが出向いて実演や指導を行うチルドレン・ミート・アート・プログラムや岡山フィルハーモニック管弦楽団による学校アウトリーチ事業などを行いました。
- 岡山芸術交流 2019 では、学校連携プログラムを強化し、会期前の出前授業実施などにより、前回は大きく上回る学校が鑑賞に会場しました（H28：42校 ⇒R1：76校）。

③ 芸術文化団体間の連携・支援

【事業方針】 ジャンルを越えた新たな作品創出に向けた文化団体間の交流促進 等

- 各得意分野や人材を活かして補完・協力関係が築かれ、ジャンルを越えて新たな作品が創出されることを目指して、岡山市芸術祭で連携イベントの企画・運営や交流会を実施しました。
- 団体・人材情報の発信を支援するため、スポーツ・文化・生涯学習ポータルサイト「LIFE おかやま」で、文化団体の事業や活動の紹介、アーティスト等の講師登録情報の掲載などを行いました。

≪効果指標の達成度≫

テーマ2【はぐくむ】 効果指標	H27 実績	H29 実績	R1 実績	R3 [目標]	R3 【結果】
岡山シンフォニーホール や岡山シティミュージアム、 オリエント美術館の 小・中学校利用人数	3,065 人	3,168 人	3,714 人	4,000 人	897 人

《テーマ2のまとめ》

- ・ ②子ども・青少年の支援の事業方針に基づくこの効果指標については、令和元年度まで概ね順調に推移していたものの、令和2年度は大きく落ち込みました（オリエント美術館は、令和2年10月から令和3年3月まで大規模改修により休館）。新型コロナウイルスは、本テーマの施策全般に大きな影響を与えており、文化芸術関連イベントや学校行事の中止、教育施設での関係者以外の出入り制限による学校アウトリーチ事業の大幅縮小、文化団体の交流会の中止などにより、全項目に関連する多くの機会が失われました。
- ・ 一方で、従来型のイベントの実施が困難な中、新しい生活様式は、文化芸術活動のイノベーションを促進し、これまでとは異なる分野間の連携や新たな人材育成に繋がったと考えています。

(3) テーマ【ささえる】文化芸術の活動環境の向上

【期待される効果】

- ・ 文化活動を支える施設・資金・人・情報などの仕組みを構築することで、文化の担い手のさらなる活躍が期待される

【方向性】

助成金・寄付・チケットの購入や人的支援、広報連携やチラシの配置協力など、市民・企業・財団・行政などが、それぞれ文化芸術活動を支える。

《施策の方針と主な取り組み》

① 活動環境の向上

【事業方針】 市内文化施設の情報提供による利用促進 等

- 市内文化施設の利用促進を図るため、「LIFE おかやま」で市内文化施設（岡山シンフォニーホールや岡山市民会館などの市有施設だけでなく、県有施設・民間施設を含む。）の情報等の集約・提供を行いました。
- 郷土芸能団体育成補助金、区づくり推進事業補助金、岡山ESDプロジェクト活動支援助成金などにより、文化芸術の担い手のさらなる活躍を支援しました。

【事業方針】 新たな文化芸術活動拠点となる新施設の整備

- 北区表町三丁目千日前地区に建設中の「岡山芸術創造劇場ハレノワ」は、今後岡山市が展開する文化芸術施策の実施拠点となり、市民や文化団体、地域などとともにより新しい創造や賑わいを創り出していく施設となるよう、令和5

年9月1日のグランドオープンに向けて整備を進めています。

② 様々な支援

【事業方針】 本市や国の芸術文化団体への助成金制度・支援制度などの情報提供 等

- 岡山市芸術祭での広報支援事業（参加事業）、芸術文化団体の登録や市の共催イベントの施設使用料減免などの諸制度、市が後援する文化芸術イベントへの支援（チラシ配布など）などにより、文化団体や文化団体が行う事業の支援に努めました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が長引く文化芸術活動の再開・持続を支えるため、各種支援に関する総合相談窓口の設置や新しい生活様式に対応する事業への助成などの臨時的支援事業を実施しました。
- 新型コロナウイルス感染症に関連する国や岡山市の支援制度などの積極的な情報発信に努めました。
- 業界団体からの要望を受け、感染症対策に積極的に取り組むライブハウスの「見える化」に協力しました。

≪効果指標の達成度≫

テーマ3【ささえる】 効果指標	H27 実績	H29 実績	R1 実績	R3 [目標]	R3 【結果】
岡山シンフォニーホール の大ホール稼働率	70.6%	78.8%	65.6%	80.0%	54.8%
岡山市民会館の大ホール 稼働率	82.1%	81.2%	76.7%	維持	58.8%

≪テーマ3のまとめ≫

- ・ 効果指標はイベント開催場所となるホールの稼働率であり、新型コロナウイルスの影響によるイベント中止が直接的に数値に反映され、目標値を大きく下回る結果となりました。
- ・ 文化芸術活動環境の厳しい状況が長引く中、支援の総合相談窓口の設置や事業費助成制度などの臨時的な支援を実施することにより、コロナ禍での活動再開・持続を支えることができました。これらの支援は、公益財団法人岡山文化芸術創造により実施されたことから、当該法人と市内文化団体等との新たな連携・協力関係の基盤を構築することができたと考えています。

(4) テーマ4【つなぐ】 文化芸術を次世代へつなぎ、人と人が交流する岡山市

【期待される効果】

- ・市民が郷土への誇りと愛着を感じ、郷土の文化を次世代に引き継ぐ
- ・地域の絆が深まることで、地域の課題解決力が向上する

【方向性】

文化芸術それ自体の価値だけでなく、人と人、人と団体、団体と団体をつなぎ、輪を広げ交流促進し、本市の魅力を高めていく。

《施策の方針と主な取り組み》

① 交流促進

【事業方針】 文化財や伝統文化等の継承、歴史文化資源を地域の魅力として発信等

- 岡山の歴史や文化とつながりの深い史跡や有形・無形文化財など多くの文化財の保存・整備と、それらを公開・活用することで次世代に伝える取り組みを行いました。
- 伝統文化を次世代に引き継いでいくため、おかやま国際音楽祭や岡山市芸術祭、おかやま桃太郎まつりで伝統的な音楽や舞踊、生活文化に関連するイベントを開催するとともに、郷土民踊普及事業や伝統文化体験教室の実施により、その普及・拡大に努めました。
- 身近な歴史文化資源を市民が共有し、地域の魅力として発信できるよう、おかやま国際音楽祭、岡山市芸術祭、岡山芸術交流などで、地域の歴史文化資源の特性を活かした芸術作品の展示や公演を行いました。
- 地域ゆかりの先人として、岡山市出身の作家・児童文学者である坪田譲治氏の優れた業績を称えるとともに市民文化の向上に資するため、坪田譲治文学賞と市民の童話賞を実施したほか、地域の高等学校や大学と連携して坪田譲治氏を顕彰する取り組みを行いました。

【事業方針】 文化芸術を通じた国際交流の推進 等

- 文化芸術を活かした海外との文化交流や市民交流の推進を図るため、国際友好交流都市などとの文化交流、日本文化体験交流会や異文化体験交流会、国際交流ふれあい講演会の開催などを行いました。
- おかやま国際音楽祭では、オープニングコンサートに国際友好交流都市の演奏家や芸術団体を招くなどにより、音楽を通じた国際交流を図りました。

② 魅力向上

【事業方針】 岡山固有の歴史・文化的景観の継承、岡山シティミュージアムでの歴史・文化資料の研究や展示 等

- 和風の伝統的建造物と大正レトロな建造物が混在する出石町の街並み、陣屋町の歴史を忍ばせる庭瀬・撫川の街並み、西大寺観音院周辺の門前町の面影を残す街並みなどの美しい景観を守るため、岡山市街なみ環境整備事業として伝統的外観要素の維持・保存を図る改修等に対して修景補助を行いました。
- 様々な地域の歴史や文化の由来等を広く現地で紹介し、市民や来訪者が地域の歴史や文化に触れる機会を増やすため、岡山歴史のまちしるべ事業により市内各所に歴史案内看板を設置しました。
- 岡山城跡、造山古墳群などの調査や保存整備を継続的に実施しています。
- 岡山シティミュージアムでは、岡山市と市民の歴史・文化に関する展示のほか、現在、市内で行われている伝統・文化などを記録して後世へ残すため、映像制作などを行いました。

《効果指標の達成度》

テーマ4【つなぐ】 効果指標	H27 実績	H29 実績	R1 実績	R3 [目標]	R3 【結果】
文化芸術で「市民同士の交流が進む」と考える市民の割合（市民意識調査）	27.0%	22.9%	19.1%	32.0%	20.8%
文化芸術で「観光客が増えるなど地域経済が活性化する」と考える市民の割合（市民意識調査）	23.0%	26.7%	24.3%	26.0%	23.6%

《テーマ4のまとめ》

- ・ 効果指標は文化芸術に関する市民の考え方に重点を置き、それを数値化・指標化したものであるが、文化芸術事業の展開のみでは考え方に変更が生じず、目標の達成は困難でした。
- ・ 国際交流の促進、観光誘客に伴う地域経済の活性化に繋がる事業は、新型コロナウイルスによる影響を特に大きく受け、積極的な事業展開を行うことができませんでした。
- ・ 一方でインターネット環境を活用した通信基盤構築が進み、リモートでの交流が身近になったことは、ウィズコロナ、アフターコロナにおける文化芸術の発信・交流手段の選択肢を大きく増やしたと考えます。

(5) テーマ5【つくる】 新たな魅力を創造していく岡山市

【期待される効果】

- ・新しいブランドの確立や地域オリジナルの魅力を創ることで、都市イメージが向上し、外から訪れる人が増える
- ・文化的な刺激が豊かなことにより、新しいアイデアを生み、クリエイティブに考え行動する多彩な人材が集積し、街の活力を育む

【方向性】

市民協働による文化事業の実施や、令和5年度開館予定の新しい文化芸術施設の整備などを通じて、市民の参加や創る活動を支援する。

《施策の方針と主な取り組み》

① 地域で文化芸術を創る

【事業方針】 文化芸術に関連するシンポジウムやワークショップの開催、地域独自の歴史・文化を題材にした創作活動の実施 等

- 岡山芸術創造劇場ハレノワ開館への機運醸成を目的とするプレ事業において、ダンスや演劇などの公演、ワークショップ、シンポジウムなどの開催、市民公募プログラムへの助成などを行い、市内で活動する文化団体や市民が交流する場や賑わいの新たな創出、文化芸術団体等と地域との連携強化などを推進しました。
- 岡山市文学賞運営委員会が開催する市民の童話賞表彰式や坪田譲治文学賞贈呈式で、記念行事として作家による講演や対談、ワークショップなどを行いました。
- ダンス・インキュベーション・フィールド岡山の公演では、岡山ならではのテーマや題材をもとに創作した身体表現による作品を発信しました。近年では、初受講メンバーが構成・演出までを担当する岡山ゆかりの作品を初めて創作し、上演しました。
- 岡山フィルハーモニック管弦楽団が、市民に親しまれ、本市の都市ブランドの向上にも寄与するよう、財政面や広報面での支援を行いました。

② 岡山市の新しい魅力づくり

【事業方針】 岡山城を活かした事業、国際的現代アート展の開催などによる新たな魅力を創造 等

- 岡山後楽園や岡山城を核として、さらなる連携を推進するため、岡山後楽園・岡山城等連携推進協議会において、共同した事業や情報発信等を展開し、歴

史・文化資源を活かした岡山の魅力づくりを推進しました。

○岡山芸術交流 2019 では、岡山城・岡山後楽園周辺ゾーン内において、徒歩での回遊が可能な圏内に先鋭的な現代アート作品を展示し、美術鑑賞と観光の融合を図りました。

○歴史・文化資源が集積する旧城下町エリアの魅力と賑わいの創出を図るため、岡山城の城郭内に位置する市有地（旧内山下小学校跡地、岡山市民会館敷地、旧 NHK 岡山放送会館跡地）の活用を検討しています。

【事業方針】 周辺事業と協力・連携することで発信力の強化 等

○おかやま国際音楽祭や岡山芸術交流では、市内外で行われる事業と協力し、広報連携することで、発信力の強化に努めました。

≪効果指標の達成度≫

テーマ5【つくる】 効果指標	H27 実績	H29 実績	R1 実績	R3 [目標]	R3 【結果】
新しい文化芸術施設開館に向けたワークショップ・シンポジウム・開館プレ事業などの開催件数	1件	延9件	延10件	延20件	延32件

≪テーマ5のまとめ≫

- ・ 岡山芸術創造劇場ハレノワは単なる貸館でなく、中四国初の創造型劇場として市域・県域の文化芸術の発信拠点を目指しています。岡山の新しい魅力となるよう、地域と連携して開館準備を進めています。
- ・ 本来であれば、さらに多くのイベント等を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。しかしながら、劇場開館機運の醸成に向けて、様々なプレ事業等を展開しており、目標の効果指標を達成することができました。

3 市民意識調査からみた現状と課題

岡山市では、文化芸術振興事業を展開していくうえで必要となる岡山市民の文化芸術に対する意向を把握し、今後の岡山市における文化芸術施策の効果的な実施を図ることを目的として、令和3（2021）年に「岡山市文化芸術市民意識調査」を実施しました。この調査結果から以下のようなことが読み取れます。

なお、詳細については、「令和3年度岡山市文化芸術市民意識調査報告書」をホー

ムページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(1) 文化芸術施設

- ・ すべての年代において「岡山シンフォニーホール」(96.5%)、「岡山市民会館」(94.4%)の認知度が非常に高く、次いで「オリエント美術館」(82.8%)、「岡山城天守閣」(77.5%)の認知度が比較的高い状況です。
- ・ 周辺部の施設(「御津ふれあいプラザ」「かながわ SAKAGURA」「建部町文化センター」「岡山市灘崎文化センター)」については、各地域においては高い認知度と利用率となっており、地域の文化芸術の振興に必要な施設となっています。

(2) 文化芸術イベント等

- ・ 岡山市が実施している文化芸術イベントについて、「おかやま国際音楽祭」は比較的認知度が高い(66.4%)一方、「岡山フィルハーモニック管弦楽団の演奏会」(36.4%)、「マーチング・イン・オカヤマ」(34.5%)、「岡山市芸術祭」(34.1%)はいずれも回数を重ねているものの、認知度は3割程度にとどまっています。
- ・ 「岡山芸術交流」(18.9%)も、3年に1回の開催(過去2回の開催)のため、市民の認知度は低い状況です。今後は市民への浸透をより一層図るよう、広報やパブリック・プログラムなどの関連事業に力を入れる必要があります。
- ・ 若年層において「知っているものはない」という回答が4割を超えており、若年層が興味を持つようなイベントの企画・実施が求められます。

(3) 文化芸術鑑賞及び活動

- ・ 若年層から中年層では、映画鑑賞の割合が高く、岡山市が実施している文化芸術イベントについて、「おかやま国際音楽祭」は比較的認知度が高い(66.4%)一方、他の事業はいずれも認知度は3割以下にとどまっています。
- ・ 鑑賞や活動ができなかった理由としては、若年層を中心に「興味・関心がない」(30.1%)が最も多く、また30~40歳代では「仕事で忙しい」「子育てで忙しい」が約3~4割台にのぼっています。
- ・ 鑑賞や活動を促進する取り組みとして、身近な場所や行きやすい場所での開催を望む声が最も高くなっています。

(4) 文化芸術に対する市民の興味

- ・ 市民が興味を持っている分野として、映画、音楽、メディアアート、美術、歴史関係が高い割合を示しています。

- ・ 一方、舞踊、華道や茶道などの生活文化、文学、伝統芸能などに対する市民の興味が低い割合になっていますが、市民が最も多く行った文化芸術活動は「音楽、舞踊、茶道、華道、書道などの活動」（7.5%）となっており、個人の文化芸術活動と一般市民の興味にミスマッチが起こっています。

（5）文化芸術と連携を深めるべき分野

- ・ 文化芸術と連携を深めるべき分野として、「まちづくり」（59.7%）、「教育」（51.2%）、「観光」（47.2%）が高い割合を示しています。
- ・ 「教育」との連携に関連して、子どもの芸術体験について期待する効果として、「豊かな感性がはぐくまれる」（82.5%）が非常に高い割合を示しています。
- ・ 岡山芸術創造劇場ハレノワに期待することとしては、「市民が望む文化芸術が鑑賞できること」（68.7%）が最も高く、次いで「年齢、性別、国籍などにかかわらず、あらゆる市民が気軽に文化芸術に触れられること」（46.3%）、「市のイメージや魅力を高めること」（42.9%）などの順になっています。

4 取り組むべき課題

岡山市の現状や市民意識調査の結果から見た、今後取り組むべき課題は、次のとおりです。

文化芸術に関わる市民等の裾野拡大、交流人口の増加

文化芸術事業の企画の充実や相互連携、地域への浸透と発信力の強化

文化芸術施設の積極的な活用

文化芸術による観光や国内外との交流の促進と都市ブランドの向上

さらなる文化芸術の担い手（個人・団体）の育成

歴史・文化資源、地域資源の保存、継承と情報発信

第3章 推進計画の体系

1 将来像

岡山市第六次総合計画では、将来都市像の一つとして「中四国をリードし、活力と創造性あふれる『経済・交流都市』」を掲げており、その実現に向けて、推進計画での目指すべき将来像は、以下のとおりとします。

歴史と文化が薫り、誇りと一体感の持てるまち

2 岡山市文化芸術基本条例

第1章で示した国における文化芸術の振興に関する法整備や、第2章で示した岡山市の置かれた現状と課題など、岡山市は文化芸術施策を展開するうえで大きな転機を迎えています。この機会に、文化芸術基本法の趣旨に則り、文化芸術に対する岡山市の理念を再確認し、今後の施策の更なる推進を図るため、令和4（2022）年4月に基本条例を制定しました。（【参考資料1】をご参照ください。）

この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念等を定め、総合的かつ計画的に文化芸術の振興を推進することにより、岡山市における文化芸術の持続的な発展を図り、もって生きがいと安らぎのある心豊かな市民生活及び活力や創造性にあふれ魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的としています。

条例で規定した主な内容

【基本理念（第3条）】

- 1 多様な文化芸術を創造し、享受することが市民の生まれながらの権利であることを基本とする。
- 2 文化芸術の担い手である市民等の自主性及び創造性を十分に尊重する。
- 3 多様な文化芸術活動が活発に行われる環境の整備を行うとともに、文化芸術活動を担う人材の育成を図る。
- 4 歴史、風土等に培われてきた岡山市の文化芸術を保存し、継承し、及び新たな文化芸術へと発展させるよう努める。
- 5 文化芸術を活かしたまちづくり及び地域づくりを行うとともに、積極的な情報発信等により国内外の地域及び人々との文化芸術を生かした交流を図る。

【岡山市文化芸術推進計画（第6条）】

岡山市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定。
（文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置付け）

【岡山市文化芸術推進会議の設置（第10～13条）】

文化芸術の振興に関する岡山市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために設置。
（文化芸術基本法第37条に規定する「市町村の文化芸術推進会議等」に位置付け）

3 基本理念に沿った施策の展開

従来の振興ビジョンでは、「岡山に暮らす人々が地域への愛着を持ちながら、いきいきと暮らせる豊かな文化都市を目指す」を基本方針に、「したしむ」、「はぐくむ」、「ささえる」、「つなぐ」、「つくる」の5つをテーマとして、庁内関係各課及び関係各所と連携を図りながら施策を推進し、事業を実施してきました。

本計画においては、基本条例に規定している基本理念はもちろんですが、現状や取り組むべき課題を踏まえて、今後の方針を検討していく必要があります。

また、現在、今後の文化芸術活動の拠点の一つとなる新たな文化芸術施設として岡山芸術創造劇場ハレノワが整備中であり、今後はこの新しい文化芸術施設のコンセプトも考慮したテーマが必要と考えます。

4 基本方針のテーマ

この推進計画では、7つの観点を「テーマ」として、事業を実施していきます。

テーマ	事業内容	事業概要
(1) 魅せる	鑑賞事業	多彩で質の高い文化芸術を鑑賞する機会の充実
(2) 親しむ	普及事業	文化芸術を享受する機会の拡大
(3) 集う	交流事業	様々な価値観の相互理解と交流の促進
(4) 支える	支援事業	文化芸術活動を実施しやすい環境の整備
(5) 創る	創造事業	市民等の自主的な創造活動の支援
(6) 育む	育成事業	文化芸術を担う想像力豊かな人材の育成
(7) 繋ぐ	継承事業	地域の連携と、歴史文化資源の保存・継承・活用

(1) 魅^みせる【鑑賞事業】：多彩で質の高い文化芸術を鑑賞する機会の充実

文化芸術の鑑賞機会を充実させるには、魅力的な展示や公演が身近で実施される必要があります。市民が様々な文化芸術作品等を鑑賞しやすいよう、市内で様々なジャンルの本格的な文化芸術事業が実施されることを目指し、市民が質の高い文化芸術に触れる機会を充実させます。



主な取り組み	概要
誰もが気軽に質の高い文化芸術を鑑賞できる機会の充実	<p>文化芸術事業の実施や市収蔵美術品展を様々な場所で開催するなど、誰もが身近な環境で優れた芸術を鑑賞できるよう機会の充実を図ります。また、岡山市内の文化芸術施設の特長を生かした新しい文化芸術や魅力的で質の高い展示、公演等を実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○おかやま国際音楽祭・岡山市芸術祭の充実 ○岡山芸術交流での世界的な現代美術作品の鑑賞 ○岡山芸術創造劇場ハレノワでの舞台芸術公演 ○岡山シンフォニーホールでの音楽公演 ○岡山フィルハーモニック管弦楽団による公演 ○岡山シティミュージアムやオリエント美術館における企画展の充実 ○市収蔵美術品展の開催

(2) 親^{した}む【普及事業】：文化芸術を享受する機会の拡大

市民が文化芸術に親しむためには、本格的な展示や公演だけでなく、身近で気軽に文化芸術に触れることができる環境も必要となります。身近な文化施設では、鑑賞できるとともに、講座の開催や展示、発表の場となることも期待されます。これらをコンセプトに、市民等により、市内で多彩な文化芸術活動が展開されることを目指します。

また、障害のある方、高齢者、小さな子ども、またその方たちと一緒に文化芸術を享受したい方など、誰もが文化芸術を享受できる環境の提供に努め、文化芸術の持つ社会包摂的機能の活用及び浸透を図っていきます。



主な取り組み	概要
誰もが文化芸術に身近に触れることができる機会の充実	<p>身近な地域で幅広い分野の文化芸術の鑑賞や体験ができるように、多様な主体との連携による事業等を実施します。また、市民等が自主的・創造的な文化芸術活動を実施できるように、活動の成果を発表する機会の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術団体に対する活動や発表の場の提供 ○おかやま国際音楽祭・岡山市芸術祭の充実（再掲） ○公民館における地域に根差した文化芸術活動 ○指定管理施設による文化芸術事業の実施 ○岡山シティミュージアムの有効活用 ○財団等との連携によるワークショップ等の開催
障害者や子育て世帯を対象とした文化芸術事業の推進	<p>障害者や子育て世帯も多様な文化芸術事業への参加や活動が行えるよう、鑑賞や活動機会の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○きらぼしアートセンター等の関係各所との連携による障害者作品展等の開催 ○障害者の文化芸術鑑賞や創造活動の支援 ○文化芸術を通じた障害者と地域などとの連携の推進 ○未就学児から参加可能な事業の充実（「親子で楽しむコンサート」「シンフォニーは友達！」など）

(3) 集う【交流事業】：様々な価値観の相互理解と交流の促進

多様な分野の文化芸術団体相互や、地域の住民等が繋がり、交流の輪を広げていくことで、文化芸術の分野や地域の魅力が見直され、今まで以上に賑わいが創出され、地域が活性化していくことを目指します。そのため、市内のみではなく、岡山連携中枢都市圏など周辺自治体と連携した取り組みを進めます。

さらに、様々な国の文化体験事業などによる交流や、国際友好都市との市民交流などにより、文化芸術を活用した国際交流を図ります。



主な取り組み	概要
文化芸術事業を活かした交流の促進	<p>文化芸術事業を契機として、文化芸術団体同士の交流はもちろん、地域住民や他分野の文化芸術団体との交流促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山芸術交流におけるパブリック・プログラムの実施 ○文学分野における地域や他分野との連携事業（ユネスコ創造都市ネットワーク事業） ○アートイベントの連携による情報発信（岡山連携中枢都市圏事業）
文化芸術施設を拠点とする地域間の交流促進	<p>文化芸術振興の拠点的功能を有する文化芸術施設において、施設の特長を活かした交流事業を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山芸術創造劇場ハレノワでの交流型ワークショップの開催 ○岡山芸術創造劇場ハレノワを活用した文化連携（岡山連携中枢都市圏事業）
市内外や国外、他分野との連携・交流促進	<p>情報発信技術の活用も検討しながら、市内外や国外との文化交流を図ることで、文化芸術の新たな価値観や魅力を創出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本文化体験交流会や異文化体験交流会の開催 ○ユネスコ創造都市ネットワークによる国内外の創造都市間や教育・福祉など他分野との連携・交流 ○文化資源と大学や企業等を結びつけるなど、文化芸術と産業や観光等の他分野との連携の構築

(4) ^{ささ}支える【支援事業】：文化芸術活動を実施しやすい環境の整備

文化芸術活動の推進には、様々な形での支援が不可欠です。文化施設など活動の場が整備され、活動に必要な資金があり、活動に必要な情報が必要なときに提供されるなど、環境が整備されることが円滑な実施につながります。ただし、何よりも重要なのは、文化芸術活動を理解し、支援してくれる市民の存在です。



主な取り組み	概要
文化施設の整備と文化芸術事業の実施による利用促進	<p>誰もが文化芸術活動を実施できるよう文化施設を整備し、適切に管理運営することで、さらなる利用促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内の文化施設のさらなる利用促進 ○岡山芸術創造劇場ハレノワの整備 ○岡山芸術創造劇場ハレノワと岡山シンフォニーホールの一体的で効果的な管理運営
文化芸術に関する情報の集約と効果的な提供	<p>市民が文化芸術を鑑賞するためには、市内で開催される各種の文化芸術イベント等に関する情報が提供される必要があります。市民等や市が開催する文化芸術事業に関する情報を集約し、必要とする市民等へ効果的に提供し、参加しやすい環境の整備に努めます。あらゆる媒体を用いて発信することで、市民が文化芸術を鑑賞するきっかけづくりに取り組み、関係人口の増加を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・文化・生涯学習ポータルサイト「L I F E おかやま」に代わる情報集約提供のしくみの検討 ○公益財団法人岡山文化芸術創造による文化芸術情報センターの運営検討 ○市の広報紙、ホームページ、LINE等のさらなる活用 ○動画、SNS、民間の広報媒体などの効果的な活用
文化芸術活動への支援	<p>文化芸術活動への助成を実施するとともに、補助や助成に関する情報を収集、提供し、活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術活動に対する助成事業の情報の集約と提供及び助言 ○区づくり推進事業補助金等を活用した文化芸術活動の推進

(5) 創^{つく}る【創造事業】：市民等の自主的な創造活動の支援

市民参加型公演の活動体験などを支援することにより、鑑賞、支援する側のみならず、クリエイティブに考え行動する側への成長を促します。さらに、地域オリジナルの魅力創造や新しいブランドの確立などを目指し、市民等の創造的な活動を支援します。



主な取り組み	概要
文化芸術施設を活用した創造事業	<p>市民が身近で気軽に発表会や展示会などの創造的な文化芸術活動ができるよう機会の充実や環境の整備を図ったうえで、さらに創造的な文化芸術活動の実施を支援します。また、岡山芸術創造劇場ハレノワを始めとする文化芸術施設の特長を活かした創造事業の推進を図り、岡山オリジナルの魅力創造や独自のブランド確立を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作品創造に向けたワークショップや試演会 ○プロデュース公演 ○市民参加のオペラやミュージカル公演
文化芸術を活かしたまちづくり、地域づくり	<p>地域の文化資源等を活用した、市民や文化団体の創造活動により、岡山オリジナルブランドの創造や地域の魅力向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○おかやま桃太郎まつり（うらじゃ、伝統芸能ステージなど） ○花・緑ハーモニーフェスタ in 西川 ○エキチカ ストリートピアノ事業 ○地域振興基金対象エリアにおける賑わい創出事業（おかやま国際音楽祭）

(6) ^{はぐ}育む【育成事業】：文化芸術を担う想像力豊かな人材の育成

子どもや青少年が、文化芸術施設で実物や実演に触れる機会の充実を図り、学校の団体利用






等を推進します。また、全国初の公立青少年オーケストラとして昭和40年に設立された岡山市ジュニアオーケストラや、声楽を基礎から学ぶジュニア合唱教室などの運営を通じて、文化芸術により子どもたちの育成を図るとともに、次代の文化芸術の担い手育成を図ります。

さらに、市内で文化芸術事業を実施することにより、創造活動に関わる市民はもちろんのこと、ボランティアなどの支援員から、企画、運営に携わる人まで様々な形で、それぞれの個性を生かして活躍の場を広げ、文化芸術に関わる人々が増加していくことを目指します。

主な取り組み	概要
子どもたちの育成	<p>文化芸術の持続的な発展を図るためには、次代を担う子どもたちへのアプローチが不可欠です。教育委員会等との連携をとりながら、子どもたちが文化芸術に触れ、楽しめる事業を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中学校音楽鑑賞教室、こころの劇場、芸術交流の学校鑑賞などの学校団体鑑賞事業 ○学校での講演や学校へのアウトリーチ活動 ○学校部活動の地域移行に伴う仕組みづくり ○岡山市ジュニアオーケストラや岡山市ジュニア合唱教室などのジュニア育成事業 ○未就学児から参加可能な「事業の充実（「親子で楽しむコンサート」「シンフォニーは友達！」など）（再掲）
担い手の育成	<p>市民等が文化芸術活動を通して様々な体験をすることで、その適性を生かして様々な役割を担えるよう、文化芸術の理解者、支援者、担い手への育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連続養成講座や連続ワークショップの開催 ○公民館における文化芸術関連講座の充実 ○市民学芸員や美術館ボランティアなどの活躍の場の提供 ○文化芸術事業運営スタッフとしての経験による、企画、運営、マネジメント等のできる人材の育成 ○若手芸術家等の市の文化事業への参加支援 ○文化芸術活動に対する顕彰（文化奨励賞など）

(7) ^{つな}繋ぐ【継承事業】：地域の連携と、歴史文化資源の保存・継承・活用

史跡などの文化財、歴史的景観、伝統文化、ゆかりの先人などの地域の歴史文化資源を保存、整備、活用し、魅力が向上することで、地域に対する愛着を深め、誇りを高める機運が醸成されるとともに、地域のつながりも深まります。これらの歴史文化資源の活用に当たっては、案内看板の設置や地域の魅力の情報発信に努めるとともに、他分野との連携も図りながら、地域の振興を図っていきます。

また、岡山にゆかりのある貴重な歴史文化資料の収集、研究、展示に努めるとともに、デジタルアーカイブなどの活用により、後世へ記録を残していきます。

主な取り組み	概要
地域の歴史文化資源を保存、整備、活用及び未来への継承	<p>地域の歴史文化資源の活用を図るとともに、情報を発信し、魅力を伝え、次世代へ継承します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○坪田譲治文学賞をはじめとする文学関連事業の実施 ○地域の文化財や歴史的景観の保存、整備、公開、活用（岡山城址、造山古墳群の保存整備事業など） ○歴史のまちしるべの設置 ○歴史文化ゾーンにおける一体的な文化事業の推進 ○ゆかりのある歴史文化資料の受入、記録、保存
伝統芸能の保存や担い手の育成	<p>伝統芸能（三曲、日本舞踊、華道など）について、関係団体と協力してその保存や継承に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各伝統芸能の発表会の開催 ○伝統芸能における次世代の担い手育成事業 ○郷土民踊普及事業

5 効果指標

市民が活力や創造性にあふれた地域社会で、生きがいを持ち、心豊かな市民生活を送るために、文化芸術は必要不可欠なものであり、その持続的な発展を図るための礎になるのは、まちがいなく担い手である市民そのものです。裾野を拡大し、交流人口を増やし、活力や創造性を持った主体的な活動を持続していかなければなりません。

この推進計画では、進捗状況の参考とするため、以下の項目を効果指標とし、施策の方向性や重点的な取り組みを検討していきます。また、個別の内容については、それぞれ分析や評価を行っていきます。

効果指標	基準値	目標値
過去1年間に文化芸術を体験(参加・鑑賞)した市民の割合 (市民意識調査、岡山市第六次総合計画 後期中期計画の指標)	57.3% (令和元年度)	65% (令和7年度)
「文化活動の振興や歴史文化資源の保存・活用」への満足度 (市民意識調査「行政施策の満足度」)	33.1% (令和3年度)	40% (令和7年度)
歴史・文化ゾーンの来訪者数 (岡山市第六次総合計画 後期中期計画の指標)	309万人 (令和元年度)	336万人 (令和7年度)
文化財施設・講演会等への来訪者数 (岡山市第六次総合計画 後期中期計画の指標)	40,943人 (令和元年度)	47,300人 (令和7年度)

第4章 推進体制

1 市民

多様な文化芸術を創造し、享受することは市民の権利です。主役となる市民自身が文化芸術を享受し、自らが楽しむことで、自由で主体的な文化芸術活動につながり、また活動の中で様々な価値観を共有し、お互いに理解しあうことで、連携、協働した活動へと発展していきます。それぞれの個性を生かして、文化芸術にしたしみ、鑑賞し、ささえ、はぐくみ、創造するなど、様々な活動により、ますます主体的な活躍が期待されます。

2 文化芸術団体

文化芸術活動を行う市民等で構成される文化芸術団体は、個人ではできない様々な活動も含めて、それぞれの分野で、専門的な知識、技能、経験を生かしながら、主体的、創造的に文化芸術活動に取り組んでいます。また、それぞれの分野の他団体との交流にとどまらず、他分野の団体や地域住民等との交流も広がっており、岡山市の文化芸術活動の振興に大きく貢献しています。

3 事業者

民間等の事業者のなかには、郷土ゆかりの美術品や工芸品の収集、保存、展示を行っているところもあります。また、文化芸術を理解し、文化芸術活動への協働や協賛など、様々なかたちで支援を行っている事業者は多く、持続的な文化芸術の振興に大きく寄与しています。地域における文化芸術事業が、その地域の産業や経済の活性化に繋がることで、さらなる効果も期待されます。

4 教育機関

教育機関は子ども・青少年に最も近い立場から、次代を担う子どもに対し文化活動への親しみを抱かせる役割を担うとともに、地域における文化芸術の拠点機関として、専門知識等を活用した市民の文化芸術活動を支援する役割も期待されます。

小中学校等には、教育を通して、子どもたちの感性や人間性の涵養に努めるとともに、子どもたちに文化芸術の楽しさや素晴らしさを伝え、文化芸術の裾野の拡大に努めることが期待されます。また、文化芸術に関する専門性につながる基礎的な教育やきっかけづくりを、岡山市の文化芸術事業と連携して推進することが期待されます。

公民館は、まさに地域の文化芸術活動の拠点としての役割を担っています。

図書館や博物館等には、専門知識等を活用して市民の文化芸術活動を支援するとともに、施設間の連携を図り、市民が専門的で高度な文化芸術活動に参加できる環境を整えることで、次代の文化を担う人材の育成を図ることが期待されます。

さらに岡山市内には多くの大学があり、教育・研究の専門性を生かした高等教育機関として、教員との連携による文化芸術事業の推進や、学生や若者の文化芸術事業への積極的な参加など、岡山市の文化芸術施策への貢献が期待されます。

5 公益財団法人岡山文化芸術創造

岡山市の外郭団体である公益財団法人岡山文化芸術創造は、長年岡山市の文化芸術事業を担ってきた公益財団法人岡山シンフォニーホールと公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団が、個々に実施している文化芸術事業の発展的強化、効率的な組織運営、専門性とネットワークの強化、新たな分野への進出等を図るため、令和2(2020)年に統合して設立されました。

同財団は、岡山市の文化芸術の拠点施設の指定管理者として、長年培ってきた文化芸術に関する高い専門性やノウハウ、人脈等のネットワークを生かして、岡山市の文化芸術施策と連携した質の高い文化芸術事業を、収益・公益のバランスを保ちながら戦略的に展開しています。

また、市民の主体的かつ創造的な文化芸術活動を支援し、多様な活動主体と連携・協働を図り、これらの活動を繋ぐコーディネーター役を務めるとともに、若手アーティストや文化芸術団体などの担い手の支援による人材育成や、文化芸術を身近に感じることができる環境づくり等に長期的に取り組むことが期待されます。併せて、こうした役割を長期にわたり安定的に取り組むため、運営基盤の強化が期待されます。

6 行政機関

岡山市は、第3章に規定した「基本方針【テーマ】」と、それに基づく各施策・事業について、産業、観光、まちづくり、教育、国際交流、福祉その他の関連分野における所管部局との有機的な連携を元に、全庁一体となって総合的かつ計画的に推進していきます。そして、各事業の実施主体間の総合調整や計画の進捗状況の確認を随時行うとともに、社会情勢等の変化に応じて適宜計画の見直しを図り、本計画の実効性を担保することにより、責任を持って文化芸術の振興を実現する役割を担います。

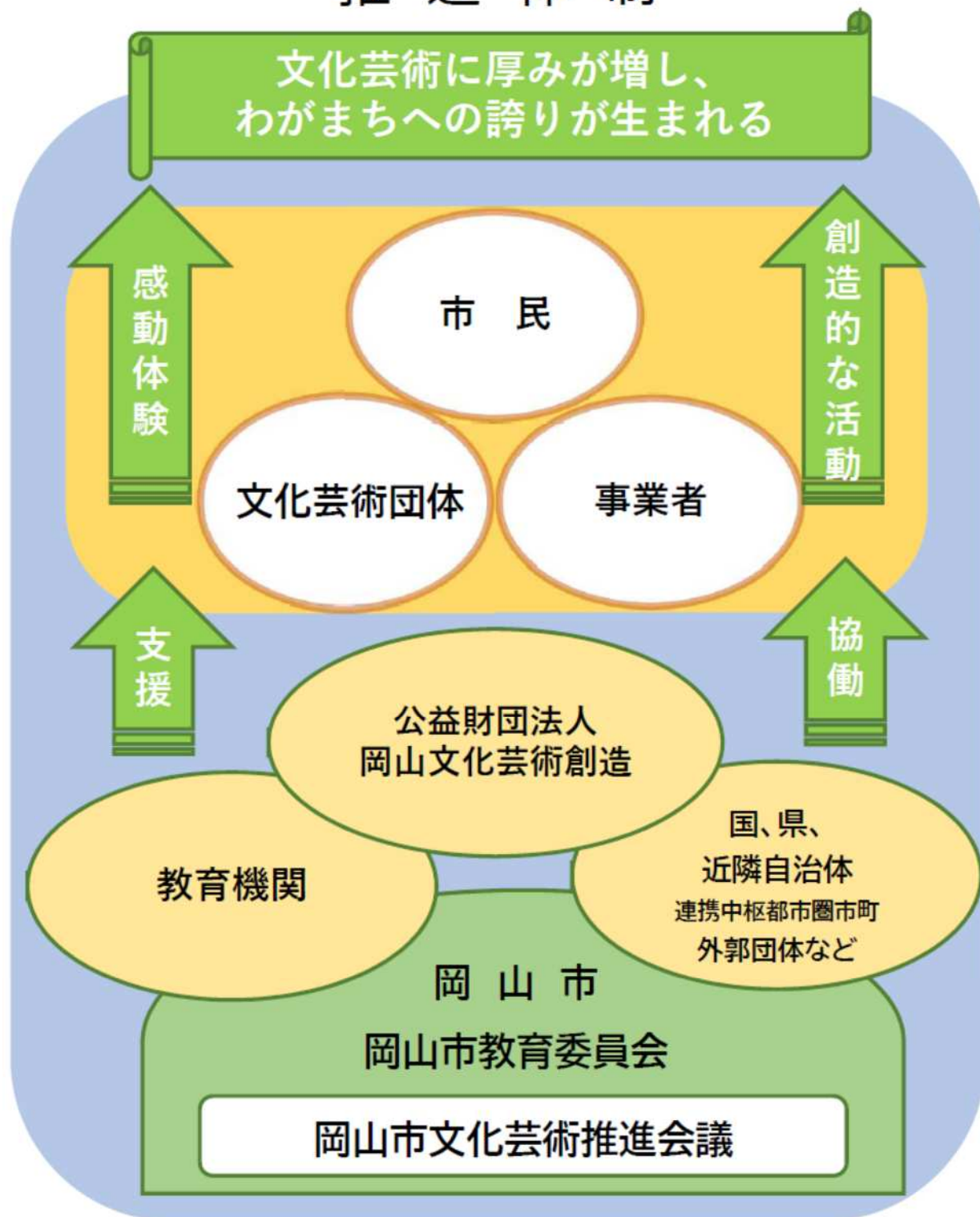
また、市内の各区においては、各区の実情に応じて、それぞれの地域に存在する資源を活用した文化芸術事業を展開することで、地域における文化芸術事業を促進し、各区の活性化を進めていきます。

さらに、国、県、外郭団体をはじめ、その他の団体とも連携をとりながら、より効果的な推進に努めていきます。

7 岡山市文化芸術推進会議

岡山市文化芸術推進会議は、岡山市文化芸術基本条例に基づいて設置された、文化芸術関係者や学識経験者、産業及び観光関係者などで構成される会議で、当該推進計画の策定及び変更や、その他文化芸術の振興に関する事項についての調査審議を行うこととしています。文化芸術に関する専門的な知見や関連分野からの視点を踏まえて、岡山市の文化芸術施策に対する評価や意見をいただき、今後の施策や事業に反映させていきます。（【参考資料1】「岡山市文化芸術基本条例」をご参照ください。）

推進体制



【参考資料 1】

○岡山市文化芸術基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念等（第3条—第5条）

第3章 岡山市文化芸術推進計画等（第6条—第9条）

第4章 岡山市文化芸術推進会議（第10条—第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

岡山市は、豊富な水資源と温暖な気候風土に恵まれ、古くから吉備文化の中心地として栄えてきた。市内に数多く存在する遺跡は、往時の生活文化やその水準の高さを今に伝えており、中でも造山古墳などの巨大古墳は古代吉備勢力の繁栄を示している。吉備津彦命きびつひこのみことによる温羅退治の伝説は今に語り継がれ、昔話「桃太郎」の起源になったとされる。戦国時代から江戸時代にかけては、旭川河畔に築かれた岡山城の城下町として栄え、治山治水や干拓により各地域の振興が図られた。さらに、明治以降は、時代の大きな変革の波に挑む人々の英知により、福祉、医療、教育、政治、経済等の様々な分野で高い水準を備えた地方都市へと発展し、各種交通網の整備等により、今なお中四国地方の中核拠点都市として発展を続けている。

この間、文化芸術は常に人々と共にあった。地域の人々が連綿と紡いできた生活そのものが文化であり、そこに暮らす人々の心や地域社会をより豊かにしてきたものが文化であり芸術である。文化芸術は、我々の心に地域への愛着や誇りを根付かせる。

人は、自らが属するコミュニティ等の価値観を身に付け育つ。その後、多くの人と出会い、様々な経験をし、様々な文化芸術に触れ、心を揺さぶられるような体験を経て、価値観を変化させながら成長する。さらに、多様性の尊重や価値観の相互理解は、新たな価値観を生み出す土壌となり、人の持つ可能性を開花させ、新たな文化芸術の創造へと導く。こうした文化芸術の創造的な発展が、地域をより魅力あるものとし、人々はさらに地域への愛着や誇りを深め、次代の活力と賑わいのある地域づくりへとつながっていく。

岡山市が未来に向けてより一層発展していくためには、文化芸術に関する持続的な活動とこれを支える市民等の存在が不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにすること等により、文化芸術の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、本市における文化芸術の持続的な発展を図り、もって生きがい及び安らぎのある心豊かな市民生活並びに活力及び創造性にあふれ魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内において文化芸術活動を行う者をいう。
- (3) 文化芸術団体 市内において文化芸術活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。
- (5) 市民等 市民、文化芸術団体及び事業者をいう。

第2章 基本理念等

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術を創造し、享受することが市民の生まれながらの権利であることを基本とする。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の担い手である市民等の自主性及び創造性が十分に尊重されるものとする。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術活動が活発に行われる環境の整備を行うとともに、文化芸術活動を担う人材の育成を図るものとする。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、歴史、風土等に培われてきた本市の文化芸術を保存し、継承し、及び新たな文化芸術へと発展させるよう努めるものとする。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を生かしたまちづくり及び地域づくりを行うとともに、積極的な情報発信等により国内外の地域及び人々との文化芸術を生かした交流を図るものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、文化芸術を享受するとともに、自らが文化芸術の担い手として、自由で主体的な文化芸術活動の推進等に努めるものとする。

2 市民等は、自らの個性や地域の特性を生かしながら、相互に理解し、連携し、協働して文化芸術活動に努めるものとする。

第3章 岡山市文化芸術推進計画等

(岡山市文化芸術推進計画)

第6条 市長は、本市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項の規定により、岡山市文化芸術推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画の策定及び変更にあたっては、第10条の岡山市文化芸術推進会議に意見を聞くものとする。

3 市長は、推進計画の策定及び変更にあたっては、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等の意見を求めるよう努めるものとする。

(施策)

第7条 市は、基本理念及び推進計画に基づき、文化芸術の振興を図るとともに、文化芸術活動の持続的な発展を推進し、市民等が文化芸術を享受できるよう必要な支援等の施策を行うものとする。

(顕彰)

第8条 市は、文化芸術活動で顕著な成果を取めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第4章 岡山市文化芸術推進会議

(岡山市文化芸術推進会議の設置)

第10条 文化芸術の振興に関する本市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術基本法第37条の規定により、岡山市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 推進計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他文化芸術の振興に関すること。

(組織等)

第12条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議等)

第13条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【参考資料 2】

○文化芸術基本法

(法律第148号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の

充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の

開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文

化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な

施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

【参考資料3】

岡山市文化芸術推進会議委員

氏名	役職等
おおつき ひろこ 大月 ヒロ子	公益社団法人 岡山県文化連盟 プログラム・コーディネーター
◎ おかざき じゅんこ 岡崎 順子	岡山県立大学 名誉教授
しばた なみ 柴田 奈美	岡山県立大学 デザイン学部 教授
しんべ ひであき 神辺 英明	山陽新聞社 編集局 次長 兼 文化部長
たにいち たかし 谷一 尚	一般財団法人 林原美術館 館長 山陽学園大学 副学長
にし やすひろ 西 康宏	株式会社 西文明堂 代表取締役社長
○ にした ようすけ 西田 陽介	岡山大学 学術研究院社会文化科学学域 教授
のりおか みのる 乗岡 実	就実大学 人文科学部 非常勤講師
みさき みさこ 美咲 美佐子	特定非営利活動法人 岡山市子どもセンター 代表理事
もりかみ ともこ 森上 とも子	公益社団法人 おかやま観光コンベンション協会 プロモーション・MICE 推進部 課長

※ 50音順、敬称略

(令和4年4月現在)

※ ◎会長、○副会長

名 称 岡山市文化芸術推進計画（令和4年度～8年度）
発 行 岡山市 市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電 話 086-803-1054
ファクス 086-803-1763
E-mail : bunkashinkou@city.okayama.lg.jp
発行年月 令和4年9月